

令和4年度

# 仕 様 書

業務名 白石清掃工場エレベーター保守業務

札幌市環境局環境事業部白石清掃工場

# 仕 様 書

## I 業務の概要

### 1 業務名称

白石清掃工場エレベーター保守業務

### 2 業務内容

本委託業務は、白石清掃工場に設置するエレベーターについて、所定の機能を維持し、事故・故障等を未然に防止するため、専門的見地から、点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講じる。

### 3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 履行場所

札幌市白石区東米里 2170 番 1  
札幌市白石清掃工場

### 5 業務仕様

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」（以下「共通仕様書」という。）による。
- (2) 本仕様書及び共通仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議して決定する。
- (3) 疑義の発生についても前号と同様とする。

### 6 業務範囲

#### (1) 対象設備

対象設備は、白石清掃工場に設置するエレベーターとし、別紙1、別紙2、別紙3のとおりとする。

#### (2) 修理・取替え、交換等の範囲

修理・取替え、交換等の範囲は、共通仕様書の表7.2.2の「POG契約を適用する。

#### (3) 点検項目、点検内容及び点検周期

各エレベーターの点検項目、点検内容及び点検周期は、共通仕様書の表7.2.5、表7.2.7、表7.2.8を適用する。なお、適用する点検周期は周期Aとする。

ア 1号機 表7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）及び表  
7.2.7「非常用エレベーター」を適用

イ 2号機 表7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）を適用

ウ 3号機 表7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）を適用

エ 4号機 表7.2.8 油圧式エレベーターを適用

オ 5号機 表7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）を適用

なお、別紙4「点検結果報告書」を作成し、提出すること。（点検結果報告書は受託者の様式に替えることができる）

また、建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を年1回実施することとし、定期点検の項目、事項、方法、結果の判定基準及び検査結果表については、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年3月10日国土交通省告示第283号)」によるものとする。

#### (4) 故障時の対応

受託者は24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。

故障、災害等により、利用者がエレベーターに閉じこめられた場合又は機能停止が生じた場合は、委託者からの連絡を受け、速やかに復旧措置を講じること。

## II 一般事項

### 1 提出図書等

#### (1) 業務の開始前までに提出するもの

ア 業務計画書（共通仕様書の第1編第1章第2節による） 1部

イ 作業計画書（共通仕様書の第1編第1章第2節による） 1部

ウ 緊急時連絡体制表 1部

エ 業務責任者指定通知書 1部

オ 作業員名簿 1部

#### (2) 業務完了時に提出するもの

ア 点検結果報告書 1部

イ 業務完了届 1部

### 2 業務関係資料

業務の実施に先立ち、受託者は次の関係資料を閲覧することができる。

なお、閲覧に際しては委託者の確認を受けるものとする。

#### (1) 点検・検査記録関連

ア エレベーター点検記録

イ エレベーター検査記録

(2) 図面等

ア 竣工図

イ 機器完成図

ウ 取扱説明書

3 業務の記録

受託者は管理用記録書類（共通仕様書の第1章第2節の業務記録による）を整備し保管すること。

4 業務責任者指定通知書について

業務責任者は共通仕様書の第1章第1節1.1.2用語の定義を適用する。

受託者は業務責任者を指定し、次の事項について、書面をもって委託者に提出し確認を受けること。

なお、変更があった場合も同様とする。

(1) 氏名

(2) 昇降機等検査員資格者証(写)

(3) 受託者との雇用関係を証明する書類

業務責任者は、受託者と直接雇用関係にある者とする。

5 業務担当者について

業務担当者は共通仕様書の第1章第1節1.1.2用語の定義を適用する。

業務担当者の氏名、資格については、書面をもって委託者に提出し、確認を受けること。業務担当者の変更があった場合も同様とする。

なお、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとし、法令により作業資格が定められている場合は、当該資格を有する者が行うこと。

6 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

7 業務条件

(1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

・平日8時30分～17時00分

なお、やむを得ず休日（土・日曜日・祝祭日及び年末年始）に業務を行う場合、及び上記時間帯を超過する場合は委託者と事前に協議し、許可を得ること。

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間帯については、委託者と調整し確認を受けること。

(3) 保護具の着用について

保守業務の実施にあたり、当工場のダイオキシン類管理区域に指定されている炉室に入る場合は、必ず防じんマスク（RL3相当）を着用すること。

なお、防じんマスク（RL3相当）は受託者負担とする。

8 廃棄物の処理等

保守業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、受託者負担とする。

9 業務完了検査

業務の完了後、直ちに業務完了検査を受けること。

なお、業務完了検査は共通仕様書の第1章第6節業務の検査を適用する。

10 安全衛生管理

(1) 施設内入退室について

業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

(2) 酸欠等作業場所

施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、関係法令を遵守し事故防止に努めること。

(3) 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者及び業務従事者、第三者に対する事故の防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負う。

なお、事故が発生した場合には、直ちに委託者に報告する。

11 火気等の取扱

(1) 作業等の際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ委託者の許可を受けるものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

(2) 当工場敷地内は全面禁煙であるため、工場敷地内での喫煙を禁止とする。

12 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

### 1 3 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車が必要とする用地については、委託者と十分協議し、委託者の運転管理に支障が生じないように計画し利用すること。

## Ⅲ 特記事項

### 1 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

### 2 発注担当

環境局環境事業部白石清掃工場

札幌市白石区東米里 2170 番 1 (011-876-1710)